# 省　令

## ○総務省令第九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

### 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

平成二十五年十一月からの降雪により被害を受けた北海道芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、共和町、泊村、神恵内村、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町、岩手県西和賀町、秋田県横手市、湯沢市、美郷町及び東成瀬村、群馬県沼田市、下仁田町、南牧村及び高山村、埼玉県秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町、山梨県甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村並びに長野県茅野市、軽井沢町、御代田町及び富士見町については、当該被害の程度を考慮して総務大臣が定める額を平成二十六年二月において交付し、同年三月において交付すべき額から当該額を控除した額を同月において交付する。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○経済産業省令第六号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

### 経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十九条の見出し及び同条第一項中「原子力国際協力推進室」の下に「及び原子力発電所事故収束対応室」を加え、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　原子力発電所事故収束対応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　エネルギーに関する原子力政策のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。

二　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関する事務のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。

5　原子力発電所事故収束対応室に、室長を置く。

**附　則**

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。